

## 生駒市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市が発注する建設工事、建設工事に関連する委託業務及び物品・委託業務等の契約から暴力団を排除し、その適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント及び物品・委託役務などの調達契約をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 役員等 法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (6) 入札参加資格 市が発注する建設工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格

及び同令第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格をいう。

(7) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

(8) 有資格業者等 入札参加資格を有する者及び市が随意契約の相手方として選定する者をいう。

(9) 排除措置 有資格業者等に対する入札参加停止措置、入札参加資格取消措置、契約解除措置等市が行う契約から暴力団を排除する措置をいう。

(10) 排除措置対象法人等 別表に掲げる排除措置要件に該当すると認められる法人等をいう。

(11) 市長等 市長及び公営企業管理者並びにその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。

(照会)

第3条 市長等は、有資格業者等が排除措置対象法人等に該当する疑いがあると認めるときその他必要があると認めるときは、有資格業者等が排除措置対象法人等に該当するかどうかについて、生駒市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に規定した内容により奈良県生駒警察署長に照会し、回答を得るものとする。

(入札参加停止措置)

第4条 市長等は、前条の規定による回答により有資格業者等が排除措置対象法人等に該当する者であるとき、又は合意書の規定により奈良県生駒警察署長から有資格業者等が排除措置対象法人等に該当し、排除措置を要請する旨の通知

を受けたときは、生駒市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領及び生駒市物品・委託業務等入札参加資格者入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を行うものとする。

- 2 市長等は、入札参加停止措置を実施したときは合意書の規定により奈良県生駒警察署長に通知するものとする。

（入札参加資格登録からの排除）

第5条 市長等は、申請者が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該申請者について入札参加資格の登録を認めないものとする。

- 2 市長等は、入札参加資格の登録審査を行うときには、排除措置対象法人等に該当しない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）の提出を求めるものとする。

- 3 市長等は、誓約書を提出しない申請者について、入札参加資格の登録を認めないものとする。

（一般競争入札からの排除）

第6条 市長等は、一般競争入札を行うに当たり、有資格業者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格業者等の入札参加を認めないものとする。

- 2 市長等は、必要に応じ落札者（事後審査型一般競争入札にあつては落札候補者）に対し誓約書の提出を求めるものとする。

- 3 市長等は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員（以下「落札者等」という。）が、契約の締結までの間に排除措置対象法人等に該当することが判明したときは、当該落札者等と契約を締結しないものとする。

（指名競争入札からの排除）

第7条 市長等は、指名競争入札を行うに当たり、有資格業者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格業者等の指名を行わないものとする。

2 市長等は、必要に応じ指名競争入札の落札者等に対し誓約書の提出を求めるものとする。

3 市長等は、落札者等が、契約の締結までの間に排除措置対象法人等に該当したときは、当該落札者等と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長等は、有資格業者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格業者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、真にやむを得ないと客観的に判断される事由があるときは、この限りでない。

2 市長等は、必要に応じ随意契約の相手方に対し誓約書の提出を求めるものとする。

(契約解除)

第9条 市長等は、契約の相手方が、排除措置対象法人等に該当する場合には、契約書の定めるところにより当該契約を解除することができる。ただし、真にやむを得ないと客観的に判断される事由があるときは、この限りでない。

(入札参加停止措置の解除)

第10条 市長等は、入札参加停止措置を受けた有資格業者等から、当該入札参加停止措置の理由となった事実について改善したとして解除の申出があったときは、第3条の規定により当該有資格業者等が排除措置対象法人等に該当するかどうかについて、奈良県生駒警察署長に照会し、回答を得るものとする。

2 市長等は、前項の回答により、入札参加停止措置を受けた有資格業者等につ

き、当該入札参加停止措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該入札参加停止措置期間が満了する日をもって、当該入札参加停止措置を解除するものとする。

(不当介入への対応)

第11条 市長等は、有資格業者等が市発注の建設工事等の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、遅滞なく当該不当介入を受けた有資格者等からの報告を求めるとともに、警察への届出を指導しなければならない。

2 市長等は、不当介入を受けた有資格業者等が、警察への通報を行った場合において、不当介入を受けたことにより当該契約につき、履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

(関係機関の連携)

第12条 市長等は、この要綱に基づく排除措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、奈良県生駒警察署長と相互に協力し、連携を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長等が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う公告について適用し、同日前において行われた公告については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（排除措置要件）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 市発注の建設工事等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たって、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、市長等が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- 8 市発注の建設工事等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長等に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 誓 約 書（暴力団排除関係）

年 月 日

生 駒 市 長 様

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職名・氏名

当社（私）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請又は物品・委託業務業者登録申請（落札候補者事後審査、〇〇契約締結など）にあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、生駒市から契約解除措置、入札参加資格取消措置、入札参加停止措置等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

また、下記事項の該当の有無を確認するため、求めがあるときは、役員等一覧表（別紙様式、受任者を含む。）を提出するとともに、生駒市が奈良県生駒警察署長に照会することを承諾いたします。

### 記

- 1 当社（私）は、次に掲げる事項に該当いたしません。
  - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （2）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - （3）役員等が暴力団員であると認められる者
  - （4）暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
  - （5）役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - （6）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - （7）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 当社（私）は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。
- 3 当社（私）は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を市長（〇〇事業管理者など）に報告するとともに、警察に届けます。

注）「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。



(別紙)

## 役員等一覧表 (受任者を含む)

年 月 日現在

所在地

商号又は名称

代表者役職名・氏名

役職名	氏名 (フリガナ)	生年月日	住所

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を記入してください。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

※ 法人については、法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本を添付（写し可）してください。

※ この役員一覧表で取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき適正に管理するとともに、生駒市の契約関係事務及び暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。